

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年8月9日
【会社名】	三井物産株式会社
【英訳名】	MITSUI & CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安永 竜夫
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役専務執行役員 内田 貴和
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目1番3号
【縦覧に供する場所】	当社中部支社 (名古屋市中村区名駅南一丁目16番21号) 当社関西支社 (大阪市北区中之島二丁目3番33号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長安永竜夫及び最高財務責任者内田貴和は、当社の第100期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）の有価証券報告書の訂正報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。